

長岡市社会福祉協議会 職員倫理綱領

2010年11月21日 宣言

(前 文)

長岡市社会福祉協議会は、これまで、市内各地区・地域の特性を尊重し、地域住民相互の支えあい、助け合い活動の体制整備を進めるとともに、社会福祉を目的とする事業の実施を通じ、地域福祉の向上に努めてきました。

法人化50周年を契機に、地域福祉のいっそうの推進を図り、職員一人ひとりが喜びと誇り、そして自信を持ち、地域住民に信頼される組織を目指すため、以下の「五心」を基本に、行動規範としての職員倫理綱領を定めます。

1 実践の心（うごく）

- ・ 利用者が地域社会の一員として快適な生活を営めるよう、専門的知識、技術を駆使し、「安全・安心・安定」を築くサービスを提供します。
- ・ 関係者、関係機関・団体との良好な関係づくりに努め、その地域、利用者に適した福祉活動を実践します。

2 企画推進の心（すすめる・あゆむ）

- ・ 利用者・地域の声を敏感にとらえ、問題発見からその解決に向け、地域住民や専門機関、各種団体と協働・連携したうえで、地域福祉向上の推進役としての責務を果たします。
- ・ サービスの企画立案にあつては、対象の問題の本質をとらえ、目的、目標、手段を明確にしたうえで、質の高い活動を行います。

3 権利を擁護する心（まもる）

- ・ 個人を尊重するという理念のもとに、利用者の自立支援と自己決定を旨とし、常に最善の方策を見出して、利益と権利を擁護します。
- ・ 関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報厳正に取り扱います。

4 客観視する心（みつめる・あらためる）

- ・ 慣例に流されず、かつ、現状に甘んずることなく、常に業務の点検、改善に努めます。
- ・ 福祉専門職としての視点のみではなく、日常生活を通じ一市民としての生活者の視点も磨くよう努めます。

5 誇りある組織とする心（つくる・きづく）

- ・ 一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、職員が職域の枠にとらわれず、長岡市の地域福祉推進に向け、チームワークを大切にした組織を築きます。
- ・ 専門分野の知識、技術のさらなる研さんに努め、職員一人ひとりが主体性と福祉の心を持って、市民から信頼される組織を築きます。